

## 高萩市立義務教育学校施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 高萩市立義務教育学校の施設整備に係る基本構想・基本計画策定に資する調査検討を行うため、高萩市立義務教育学校施設整備基本構想・基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 策定委員会は、高萩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の要請に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 基本構想・基本計画策定に資するための調査検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 学校関係者
- (3) 未就学児及び小中学校の児童生徒の保護者
- (4) 学校運営協議会の代表者
- (5) 市議会議員の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から第2条に規定する報告した日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長の各一人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員には、予算の範囲内において報償金を支払う。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

この要綱は、第2条に基づく報告を行った日限り、その効力を失う。